平成２２年（フ）第１０号
愛媛県大洲市東大洲69番地３
債務者　水本眞由美
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月７日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第３３号
長崎県佐世保市黒髪町379番地１、旧住所長崎県大村市古町２丁目1595番地　メゾン・ド古町Ａ棟202
債務者　田中　勝成
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３８号
長崎県佐世保市大塔町635番地　第２コーポ原102号
債務者　坂本　義明
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３９３号
横浜市港南区日野５丁目23番９―107号
債務者　石川　欣司
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９６号
愛知県豊田市高上２丁目21番地１
債務者　松下安佐子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１３５号
愛知県岡崎市美合町字中長根33番地47
債務者　有馬　亮輔
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月26日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
愛知県安城市新明町26番地19
債務者　阿久津麻美
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１３８号
愛知県知立市谷田町西１丁目14番地10　ハピネス三河Ａ棟202号
債務者　砂田　徳和
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１４７号
愛知県豊田市梅坪町２丁目３番地８　アイリス梅坪301号
債務者　安藤　真一
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
神奈川県相模原市田名4452番地３　ゴールドツインタワー２―201
債務者　田川　康之
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５０号
神奈川県相模原市田名4452番地３　ゴールドツインタワー２―201
債務者　田川　直美
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６７号
神奈川県相模原市大野台２丁目２番６号
債務者　田中　　洋
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７８号
神奈川県座間市入谷４丁目2742番地の42
債務者　佐々木由美子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５１号
静岡県富士市松岡1583番地の１　パストラルＢ―301号、前住所静岡県富士市松岡1440番地の４
債務者　福永　淳子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部